

[設問⑧ 研究に対する意見]

1. 今後ますます累犯の方の入所相談から入所というケースが増えてくると思われます。我々施設としては関係機関ともネットワークづくりが必要かと思ひます。
2. 知的障害者以外でも罪を犯した者への入所（殺人・他者への暴力行為）は利用者への安全を考え、断るしかない状況にある。
3. 今回当ホームでの受け入れケースは、特に問題が生じなかったが今後はこのようなケースの利用入所者が増加すると思われるため、今回のこの研究の最終資料があれば今後活用させてもらひたい。
4. 救護施設としての特性から様々な罪（殺人・窃盗・放火等）を犯し、医療保護入院となった精神障害者の入所が多い、特にここ数年は増加傾向にある。
5. 犯罪に関係している利用者があると知られた場合、地域とのつながりが断ち切られるように思ひ、犯罪者が矯正するのはまれで、受け取らざるを得ない救護は大変としか言ひようがない。
6. 罪を犯す恐れのある方々の社会自立は大変難しい問題だと思ひます。研究については肯定します、検討すべき課題は多々あると思ひますがプライバシーの保護を守った上での情報の共有は必要なことだと考えます。
7. 犯罪者が地域社会で自立する為には居宅と生活支援が必要であり、今回の調査はそれに対応するために有意義な調査であると思ひます。
8. 現在救護施設の入所者は精神障害者が増加している状況ですが、精神障害者についての取り組み状況はどうなのでしょう。
9. 今回の調査は知的障害の利用者のみ対象とのことで、うちとしてお答えは「なし」という事になりました。しかし、精神障害者の方では3分の1ぐらいの方は犯罪歴があり、この頃では触法精神病棟などからの問い合わせもあり精神障害者の受け入れやその後の対応などの調査も今後なされることを期待します。
10. 救護施設として、罪を犯した障害者については条件が合えばセーフティーネットの役割を担ひ受け入れをしている。入所後は社会的自立を目指し実現できるよう支援している。その後の対応として地域社会へ移行した際に同じ過ちを繰り返すことのないよう支援ネットワークが構築できるよう検討している。
11. 救護施設に「更生機能」を期待するならば、専門職は必置である。自傷他害の恐れのあるものは受け入れ（対応）困難と考える。
12. 今回知的障害に限った調査をされているが、障害の統合化の中で1つの障害について注目して調査するに至った経緯とその妥当性に疑問を感じます。

当施設では過去に多くの犯罪歴のある方を受け入れてきた経緯がありますが、その受け入れの段階で犯罪の内容や障害の種類によって区分したり入所後の対応も特別に検討することなく他の利用者と同じ対応をしてきた。障害や前科の有無によって分けて考えることに違和感を覚えました。

13. 当施設は平成18年4月1日に開所しました新しい施設であり、現在のところ知的障害者の依頼はあまり多くありません。現状では罪を犯した障害者の方は入所されておられません。
14. 救護施設がどのように役立てるのでしょうか。
15. この設問で対象とする矯正施設の入所経験に該当するものは9月現在では確認できませんでしたが、触法行為（父親を小刀で刺す）と知的障害者で矯正施設ではなく精神病院経由で入所してきた者（30歳）は在籍中です。また10月に入ってから刑務所出所後、本施設に入所した者（74歳）も在籍中です。いずれも本アンケートの条件範囲からは外れますが、当寮としては、他害行為が発生しないと認められ施設内生活が可能と判断できれば、入所に向けて検討しております。
16. 調査の結果についてまた情報をいただければと思います。
17. 障がい者とは知的障害者を限定しているのではないのでしょうか、そうだとすると、その程度によって対応も違ってくるので一律に政策を決めるというのは違うと思います。難しい問題だと感じます。
18. 刑務所が施設替わりになっている現状からの研究と考えております。当施設は犯歴を問題にすることは少ないのですが、アルコール依存症の総合専門施設であり、知的障害の方の利用が少ないことから対応スキルの面や集団生活の中での再犯は罪証が困難になる原因と考えております。
19. 障害者の再犯防止に向けた取り組みがよりよく発揮できるような制度の見直しを図られることを望みます。
20. 矯正施設の経験はないが収集癖、無銭飲食、暴力等犯罪一步手前の癖に悩まされている。矯正施設のノウハウを学ぶ必要がある。
21. 救護施設に入所していることで犯罪防止になっているのかもしれない。
22. 施設に来るデータの中には罪の犯罪歴まで来ないので不明。
23. 調査結果を教えてください。
24. 施設入所後に再犯（窃盗）があった場合、不起訴になるうえ本人への働きかけが難しい、更には1人の利用者の犯罪が原因で施設全体が地域から非難、偏見にさらされることもある。同様の課題について他機関がどのような取り組みをされているか研究結果を教えてください。
25. 社会生活支援センターの立ち上げを希望します。
26. 現在、職員間で罪を犯した障害者の受け入れについて、今後どうして行く

べきか考える必要があると話合っ、施設でも受け入れる際にもその前段階として専門の支援機関で過ごしてもらい、施設が本人に適しているかを見極めて受け入れることができればと思っている。そのような専門機関の発展を期待したい。

27. 知的障害者にとってよき社会システム構築を願います。
28. 社会的な問題を多くの方は知らない、もしくは情報がない状態でこのような研究を行い、多くの関係機関や支援者に現状を明らかにしていただけることはとても意義深いものと考えます。現にNPO等では刑務所者の受け入を行っている団体が多数ある中で、まだまだ救護施設は遅れていると思います。その為に問題点及び改善点（法の整備を含めて）を明らかにしていただければ幸いです。
29. 知的障害者より精神障害者の触法者の受け入れが急増しています。今後は司法との連携が不可欠と思います。
30. 入所時に情報をもらえず、入所後に本人より聞くケースがある。個人情報保護法施行以降、事前にももらえないことが増えた。
31. 入所前の情報に罪を犯し又は罪を犯す恐れのある件については情報提供がないことが多い。
32. 犯した罪の内容について様々であり、このアンケートでは犯罪の程度による対応がはっきりしない。
33. 重複障害の入所者が多いため元気な人が入所すると既入所者と馴染みにくい。
34. 救護施設としての役目から考えると、あらゆる人を受け入れるべきかもしれないが、すでに入所されている利用者との問題、入院手術等の際の決定その他の問題行動が生じた場合、受け入れ先が見つからずいろいろな意味での問題が出てくる。ゆとりある対応が出来るように社会復帰の困難なケースの為にセンターなど(収容型)あればいいと思います。
35. 受け入れにあたってのキーパーソンは福祉事務所の処遇方針等が重要になると思われます。
36. 知的障害者限定しない方がより調査の目的に添うのではないかと感じました。
37. 精神障害者の矯正施設等の入所経験のある人の受け入れは数名ある。

平成19年度 厚生労働科学研究

「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」

※アンケート調査項目④の③で「ア」で実際に受け入れられた人の詳細について、以下まとめたものである。

相談対象の51施設で143件の相談があったが、実際に施設で受け入れにいたった件数は93件あった。それらの人の具体的状況については69名分の事例が報告され、以下はそのデータの分類である。

①性別

男性が圧倒的に多い。

表4 性別

性別	人数	構成比
男	61	(88%)
女	8	(12%)

②受け入れ時の年齢

最年少は20歳、最高齢は86歳であった。平均年齢49.7歳

表5 受け入れ時の年齢

年齢	人数	構成比
～20	1	(1.45%)
21～25	0	(0%)
26～30	6	(8.7%)
31～35	4	(5.8%)
36～40	7	(10.1%)
41～45	8	(11.6%)
46～50	7	(10.1%)
51～55	12	(17.4%)
56～60	9	(13.1%)
61～65	10	(14.5%)
66～70	3	(4.35%)
71～75	1	(1.45%)
76～	1	(1.45%)

③受け入れ期間

複数回入所しているケースがあるが、直近の数字をカウントした。

平成3年から受け入れている事例が最長であった。(5年間にはカウントせず)

表6 受け入れ期間

期間	件数	構成比
1年未満	23	(33.3%)
2年未満	22	(31.9%)
3年未満	14	(20.3%)
4年未満	6	(8.7%)
5年未満	4	(5.8%)

④受け入れ前施設

受け入れ前の施設では圧倒的に「刑務所」(34.8%)が多く、次に「警察署」、「拘置所」の順になっている。

表7 施設別集計

施設名	件数	構成比
刑務所	24	(34.8%)
警察署	10	(14.5%)
拘置所	9	(13.1%)
留置所	3	(4.35%)
少年院	1	(1.45%)
医療刑務所	1	(1.45%)
少年鑑別所	1	(1.45%)
更生保護施設	2	(2.90%)
婦人相談所	1	(1.45%)
児童自立支援施設	1	(1.45%)
精神病院	2	(2.90%)
不明	14	(20.30%)

⑤罪名別集計

罪名については重複して記載されている事例もあるため、総件数より多くなっている。罪名で多いのは窃盗(33.8%)で、「無銭飲食」「器物破損」の順になっている。

表8 罪名別集計

罪名	件数	構成比
窃盗	27	(33.7%)
殺(害)人	5	(6.3%)
傷害	3	(3.8%)
器物破損	5	(6.3%)
放火	3	(3.8%)
無銭飲食	5	(6.3%)
暴行	3	(3.8%)
恐喝	2	(2.5%)

殺人未遂	3	(3. 8%)
婦女暴行	1	(1. 2%)
銃刀法違反	1	(1. 2%)
薬物(覚醒剤)	3	(3. 8%)
虞犯	1	(1. 2%)
強盗致傷罪	1	(1. 2%)
恐喝未遂	1	(1. 2%)
住居侵入	3	(3. 8%)
売春	1	(1. 2%)
詐欺	1	(1. 2%)
空き巣	1	(1. 2%)
その他	4	(5. 0%)
不明	6	(7. 5%)

⑥刑期別集計

刑期の期間については、最長で10年である。

表9 刑期別集計

期 間	件数	構成比
6ヶ月以下	14	(20. 2%)
6ヶ月超え～ 1年未満	4	(5. 8%)
1年超え ～ 2年未満	5	(7. 2%)
2年超え ～ 3年未満	3	(4. 3%)
3年超え ～ 4年未満	1	(1. 5%)
4年超え ～ 5年未満	2	(2. 9%)
5年超え ～ 6年未満	1	(1. 5%)
6年超え ～ 7年未満	3	(4. 3%)
7年超え ～ 8年未満	1	(1. 5%)
8年超え ～ 9年未満	0	(. 0%)
9年超え ～10年未満	0	(. 0%)
10年以上～	1	(1. 5%)
書類送検	1	(1. 5%)
不 明	33	(47. 8%)

⑦執行猶予の有無

執行猶予の年数については、2年・3年・5年という年数でそれぞれ1名ずつある。

表10 執行猶予の有無

有・無	件数	構成比
あり	16	(23. 2%)
なし	31	(45. 0%)

回答なし	10	(14.5%)
不明	12	(17.3%)

⑧仮釈放・満期釈放の有無

69名の事例のうちで仮釈放での受け入れは1名、満期釈放での受け入れは31名である。不明が37名あり。

⑨受け入れ時の療育手帳の有無

療育手帳は都道府県によって区分や呼び名も違っている。

表11 療育手帳の有無

有・無	件数	構成比
あり	27	(39.1%)
なし	31	(45.0%)
回答なし	8	(11.6%)
不明	2	(2.9%)
申請中	1	(1.4%)

表12 療育手帳の等級(有り 27名)

	級数	件数
	A	2
	B	4
	B1	8
あり	B2	9
	愛の手帳4級	2
	精2	1
	身障手帳2	1

⑩現在の障害程度区分

新法の区分で回答した施設、旧法での回答した施設があったが、69名中7名について回答がある。62名については不明や回答なしである。

障害程度区分は新法では区分2(2名)、区分1(1名)、旧法ではB(3名)C(1名)である。

⑪現在の障害基礎年金の有無

年金受給者は少ない状況であった。

表13 障害基礎年金の有無

有・無	件数	構成比
あり	20	(29.0%)
なし	31	(45.0%)

回答なし	15	(21.7%)
不明	2	(2.9%)
申請中	1	(1.4%)

表14 障害基礎年金の級数

	項目	件数	構成比
あり	1級	4	(20.0%)
	2級	16	(80.0%)

⑫加算の有無

加算は近畿地区の施設に多い

表15 加算の有無

有・無	件数
あり	9
なし	49
回答なし	9
不明	2

⑬現在の状況

表16 現在の状況

項目	件数	構成比
受け入れ先の施設を利用中	39	(56.5%)
アパート・自宅・GH等	8	(11.6%)
法人内の事業所を利用中	1	(1.45%)
他の法人の施設を利用中	4	(5.8%)
病院(精神科等)へ入院中	4	(5.8%)
死亡	1	(1.45%)
再犯	2	(2.9%)
不明	7	(10.2%)
その他	3	(4.3%)

平成19年度厚生労働科学研究
「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」

救護施設におけるこれまでの罪を犯した知的障がい者の受け入れ状況とその支援についての調査

全国の救護施設において、これまでに罪を犯した知的障がい者の受け入れ状況と支援及びその課題の検証を行うために調査を実施した。

1. 調査対象者

救護施設においてこれまで入所(受け入れ)された知的障害者で、罪を犯した者

2. 調査対象施設数

全国救護施設協議会 加入施設 182施設

3. 調査方法

アンケート用紙を送付して記入してもらい、また施設で受け入れた人の詳しい状況については、注釈表をもとに記入をしていただく。

4. 調査結果

アンケート回収結果は119施設(回収率65.3%)

なお、施設の所在状況から全国6つのブロックに分けて集計をした(北海道・東北・関東・北陸・中部・近畿
中国、四国・九州の6ブロック)

以下、アンケート項目ごとに集計した結果を報告する。

I. 貴施設についてお聞かせください

①. 施設の設置主体	北海道 東北	関東	北陸 中部	近畿	中国 四国	九州	全体
県立	7	2	1	1	0	0	11
市立	4	4	3	1	3	2	17
町立	0	0	1	0	0	1	2
民間	11	18	13	16	8	14	80
組合	0	0	3	0	2	0	5
事業団	0	0	0	0	0	4	4
合計	22	24	21	18	13	21	119

②. 施設の運営形態	全体	関東	北陸 中部	近畿	中国 四国	九州	全体
公設公営	15	2	4	0	5	4	15
公設民営	17	4	4	2	0	0	17
民設民営	87	18	13	16	8	17	87
合計	119	24	21	18	13	21	119

③. 専門職の配置

	北海道 東北	関東	北陸 中部	近畿	中国 四国	九州	全体
社会福祉士	12	16	11	14	5	10	68
介護福祉士	20	18	19	18	10	18	103
精神保健福祉士	6	13	7	8	2	5	41
ケアマネジャー	12	13	13	10	3	3	54
臨床心理士	0	1	0	0	0	0	1
社会福祉主事	20	22	18	16	9	17	102
ホームヘルパー	16	19	10	13	8	14	80
レクインストラクター	3	2	2	5	2	5	19
その他	0	3	0	3	0	0	6
その他の専門職	保育士・看護師・介護支援専門員・保護司・歯科衛生士・福祉住環境コーディネーター・福祉用具専門相談員・職業生活相談員・訪問介護員 他						

④. 定員数と知的障害者数

	北海道 東北	関東	北陸 中部	近畿	中国 四国	九州	全体
30						1(5)	1(5)
40				1(29)			1(29)
50	1(48)	6(75)		3(28)	4(43)	7(97)	21(291)
55	1(41)						1(41)
60		1(16)	2(37)	2(29)	5(85)	4(59)	14(226)
68							0
70	1(36)	1(44)	2(41)	3(53)	1(無回答)	2(58)	10(232)
75			1(28)			1(42)	2(70)
76	1(52)						1(52)
80	3(147)	3(65)	3(81)		2(30)	2(2)	13(325)
82							0
84							0
85		1(71)					1(71)
86							0
90	1(39)		1(12)		1(26)		3(77)
98							0
100	8(285)	8(290)	4(327)	5(126)		2(11)	27(1039)
104		1(30)					1(30)
110			1(24)	1(21)		1(33)	3(78)
120	2(168)					1(29)	3(197)
124			1(67)				1(67)
126			1(無回答)				1(無回答)
130	1(131)						1(131)
140			1(42)				1(42)
145							0
150	3(281)	1(19)	2(80)	2(63)			8(443)
160							0
180		1(23)					1(23)
190			1(105)	1(120)			2(225)
195		1(1)					1(1)
200			1(無回答)				1(無回答)
202							
240							
合計	22(1228)	24(634)	21(844)	18(469)	13(184)	21(336)	
					総計	119(3695)	

II. 受刑及び拘置経験のある人について施設での受け入れについて

①. 施設利用の相談を受けたことがあるか否か	北海道 東北	関東	北陸 中部	近畿	中国 四国	九州	全体
あり	8	11	7	10	7	8	51
なし	14	13	13	8	6	13	67
無回答	0	0	1	0	0	0	1
合計	22	24	21	18	13	21	119

②. ありと答えた場合

A. 相談件数は	北海道 東北	関東	北陸 中部	近畿	中国 四国	九州	全体
15年	3	5	2	1	3	8	22
16年	2	2	2	4	2	4	16
17年	3	8	4	4	2	6	27
18年	6	10	6	11	5	6	44
19年	6	7	3	9	6	2	33
不明		1					1
合計	20	33	17	29	18	26	143

B. 相談者は誰ですか(複数可)

本人	0	0	0	0	0	0	0
家族	0	3	0	0	0	0	3
福祉事務所	19	36	12	25	16	24	132
病院	0	0	0	4	2	0	6
保護司	0	0	1	1	0	1	3
民生委員	0	0	0	0	0	0	0
ケアマネジャー	0	0	0	0	0	0	0
相談支援事業所	0	0	0	1	0	1	2
その他	1	0	1	1	0	1	4
(その他の内容)	警察・医療刑務所・成年後見人(保佐人)・矯正施設職員 保護観察所						

③. 相談対象者の受け入れはどうなりましたか

ア. 受け入れに至った	14	21	10	18	9	21	93
イ. 受け入れに至らなかった	6	10	7	11	8	5	47
不明					1		1
今後予定者		2					2
合計	20	33	17	29	18	26	143

A. 特別なプログラムありましたか

はい	1	2	0	3	3	4	13
いいえ	4	4	6	14	14	17	59
無回答	15	27	11	12	1	5	71
合計	20	33	17	29	18	26	143
プログラムの内容	個別支援計画の作成や個別の状況によって対応するプログラムがある (詳細内容は資料①)						

B. 施設で受け入れられる際の障壁 (3つチェック)

	北海道 東北	関東	北陸 中部	近畿	中国 四国	九州	全体
療育手帳の取得	0	0	1	0	1	1	3
援護の実施市町村の決定	0	0	0	2	0	1	3
経済保障(障害基礎年金・生活保護の手立て)	1	0	0	2	0	0	3
契約の問題	1	0	1	1	2	1	6
サービス利用調整システムの問題	0	0	1	2	1	1	5
本人又は家族の同意	1	1	2	3	2	0	9
個人情報の不足	2	2	4	7	4	4	23
後見人の問題	0	1	1	0	3	2	7
その他	3	4	1	2	1	0	11
(その他の内容)	詳細内容は資料②						

C. 受け入れてみて困難な事項は(3つチェック)

障害程度区分が低い(実際の支援の量と比較)	0	1	0	0	0	0	1
専門職の配置が無い(職員不足)	0	1	2	3	3	0	9
他利用者等への人権侵害	0	1	1	3	3	1	9
手がかかる(職員の精神的・体力的負担)	1	1	2	4	2	4	14
将来展望が描けない	3	1	3	0	1	2	10
施設利用中の再犯(施設内外)	1	2	1	3	1	4	12
個人情報の取り扱い	0	1	0	3	0	2	6
再犯防止プログラムの未整備	2	1	1	4	0	1	9
施設の立地環境と本人の犯罪性とのミスマッチ	1	0	0	3	1	0	5
いなくなる	1	0	1	2	0	4	8
障害基礎年金の受給が困難	0	0	0	0	0	1	1
施設職員の理解がない	0	0	1	0	0	0	1
その他	3	3	1	1	1	0	9
(その他の内容)	詳細内容は資料③						

⑤ ③のイで受け入れられなかった理由は(3つチェック)

	北海道 東北	関東	北陸 中部	近畿	中国 四国	九州	全体
療育手帳の取得	0	0	0	0	0	0	0
罪名(罪の重さ、施設周辺への影響)	1	1	0	0	2	0	3
専門職の配置がない	0	0	1	1	2	0	4
他利用者への人権侵害の恐れがある	2	0	1	1	4	1	8
援護の実施市町村の問題	0	0	0	1	0	0	1
契約の問題(契約になじまない)	0	0	0	0	0	0	0
本人が利用を望まなかった	1	2	2	1	0	1	7
家族が利用を望まなかった	0	0	0	0	0	0	0
費用負担の問題(障害基礎年金の未受給等)	0	0	0	0	0	0	0
後見人の問題	0	0	0	0	1	0	1
再犯の可能性が高い	0	4	0	0	1	2	7
満期出所のため法的拘束力等がない	0	0	0	0	0	0	0
手がかかる(職員の精神的・体力的負担)	0	1	1	1	2	1	6
定員がいっぱいであった	1	5	2	1	3	0	12
施設職員の理解が得られない	1	1	1	0	1	2	6
その他	1	5	2	1	1	0	10
(その他の内容)	詳細内容は資料④						

⑥ . イで受け入れなかった人のその後は

わからない	3	6	0	2	5	2	18
他法人の福祉施設	0	1	0	1	1	1	4
法人内の他の施設	0	0	0	0	0	0	0
自宅	0	0	0	0	0	0	0
親戚宅	0	0	0	0	0	0	0
知人(友人)宅	0	0	0	0	0	0	0
社員寮	0	0	0	0	0	0	0
矯正施設	0	0	0	0	0	0	0
行方不明	0	0	0	0	0	0	0
ホームレス	0	0	0	1	0	1	2
その他	0	2	1	1	1	0	5
(その他の内容)	病院(1) 精神病院入院(3) 確認なし(1)						

⑦. 法的整備を含めて受け入れやすくするためには何が必要か(3つチェック)

	北海道 東北	関東	北陸 中部	近畿	中国 四国	九州	全体
障害程度区分が高く判定される	0	1	0	0	2	1	4
療育手帳取得要件の緩和	0	0	1	1	0	2	4
措置入所の弾力的運用ができる	1	1	1	4	0	3	10
特別加算等何らかの加算がある	3	3	1	2	1	3	13
自治体の積極的関与がある	3	4	3	1	2	4	17
専門職の配置がされる	5	5	2	6	5	4	27
仮釈放で保護観察がある	2	2	0	0	0	1	5
障害基礎年金の受給要件緩和	0	1	0	1	0	1	3
法務省と連携による新規事業立ち上げ	3	7	3	9	3	1	26
満期出所の場合でも何らかの法的拘束力がある	1	4	1	2	0	2	10
その他	1	1	0	1	0	0	3
(その他の内容)	詳細内容は資料⑤						

協力研究報告書

社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 石川 恒 (知的障害者更生施設かりいほ施設長)

はじめに

以下の事例は、かりいほで平成19年度に矯正施設から受け入れた2つの事例である。2つの事例とも矯正施設に行く前に福祉とのつながりがあった。愛の手帳(療育手帳)を所持している。罪を犯したということ言えば福祉の支援が不十分であったといえる。障害があることで罪の認識が不十分だということなのか、受刑中の態度が悪かったのか、満期出所であった。本人に関わった福祉の事業所、福祉事務所、親などから相談があり、家庭引取りはむずかしい状況なので、かりいほが受け皿になり地域につなぐという方針を立てた。矯正施設の中にいるうちにこの方針を本人に伝え了解を得るために、本研究に関わる法務省の方に依頼し矯正施設で面会した。

2つの事例でのかりいほの役割は、矯正施設から地域生活につなぐために本人に必要な支援をすることにある。言い換えればこじれてしまった2次的障害を整理するための「安心の創造」「生き直し」の実践である。この2つの事例の取り組みを報告する。

事例1

福祉事務所から入所依頼があった。43歳の男性。古本屋で万引きをして執行猶予。猶予期間中にまた万引きを同じ所ですて実刑判決。執行猶予取り消しになり服役。この時は通所施設に通っていた。満期で出所する。東京都愛の手帳4度。発達障害も疑われる。こだわりがとても強い。対人関係がうまく保てない。小学校は普通学級。中学校は障害児学級。養護学校高等部。法務省を通して刑務所に連絡をとり、入所中に親、福祉事務所、それまでの福祉関係者、かりいほが数度面会し、出所後のことを話し、かりいほ入所の本人の了解を得る。本人の地元のグループホーム、事件を起こす前に本人が通っていた通所の施設で受け入れの準備を整えてからかりいほを退所することを本人も含めて確認し、入所となる。出所日は親、福祉事務所、施設で出迎え、そのままかりいほに入所した。

本人はまじめに施設の生活、作業に取り組むが、やはり他の利用者の言動が気にかかり落ち着かないため個室を使用する。施設退所後の生活にむけて、親、福祉事務所、地元の福祉関係者と課題を整理し、テーマを決めて外出訓練をしている。

暴力的な人というイメージが本人にあった。実際に母親への暴力があった。外出訓練の時に、暴力を振るった以前の出来事のことを関係者で聞いた。トラックで運んで来た荷物を運搬車の中に運ぶ仕事をしていた時、トラックの運転手とけんかをして仕事をやめさせられた件は、トラックの運転手に「運搬車を使うな」と言われ取り上げられたのでけんかをしたこと、職業訓練をしていた時にコンビニの店員とけんかをして職業訓練ができなくなった時は、お腹の調子が悪くなりコンビニのトイレを借りようとしたら断られたのでけんかになったことを本人はまくし立てるように話した。そして「そこから僕の人生は狂ったんだ」と言った。本人のこの社会での生きづらさがそこに見える。話をした後とはとてもさっぱりした表情をしていた。この話し合いの中で本人の地域生活に向けた外出訓練での約

東事を決めた。

その後の外出訓練で、母親に注意された時威嚇するように詰め寄ることがあった。以前のような暴力はなかったが、母親はやはりいっしょには住めないと強く感じた。これまで本人は、母親との2人の関係だけで生活してきた。この関係をこれから本人に関わる多くの人たちとの関係に変えていく必要がある。福祉事務所の職員、関係する福祉事業所の職員を中心にした新しい関係の構築である。それが本人を支えるだけでなく母親も支えることになり、そして福祉の力を強くすることになる。

今後もしっかりとテーマを設定した外出訓練を続けて行い、本人の望む地域生活へとつなげていきたい。

事例2

本人が通所していた施設、親、福祉事務所から入所依頼があった。22歳の男性。電話ボックスに放火して執行猶予中に窃盗事件（コンビニでカップラーメンを盗む）を起こして少年刑務所へ。この時は通所施設に通っていた。満期で出所になる。ADHDの診断あり。東京都愛の手帳4度。小学校、中学校は普通学級。小学校4年あたりから盗みや無断外出が目立つようになる。児童相談所、児童福祉施設で対応してきた。両親は本人の障害がなかなか理解できず、きびしくしつめたようである。出所日近くの相談だったため、すぐに法務省を通して少年刑務所と連絡し、親、福祉事務所、通所施設の職員といっしょに面会に行くことを決める。本人に面会。よだれをたらし、言葉がはっきりしない。担当官の話では大声を出し壁をたたくためずっと独居房にいたとのこと。出所後はかりいほにはいり、通所施設の受け入れ体制が整ってから地元にもどることを話し、本人は了解する。

出所日、親が出迎えかりいほにいっしょに来る。施設では大きなトラブルになることはないが、生活に適應するのはとてもむずかしい。衝動性が強く想定しない行動をしたり、話が止まらない。生活が乱れている。まず起床しない。きちんと朝起きる習慣がない。就寝時間になり布団にはいるが、しばらくするとテレビをつける。そしてCDプレーヤーで音楽を聴く。職員が注意するとやめるが、しばらくするとまた同じことが始まる。夜中にこんなことをして朝起きるわけがない。パジャマに着替える習慣もない。それまで着ていた服の上にパジャマを着て寝ている。作業は1、2時間が精一杯である。

本人の行動に一つ一つ付き合い、本人を否定するのではなく本人がしたことだめな事はだめ、良いことは良いとはっきり示すようにしている。良いことは褒めて自分の存在を肯定できるようにしている。衝動性が大きなトラブルにはなっていない。

かりいほのある程度整理された環境、人間関係の中で、少しずつ集団の中での自分の位置が分かり始めているように思える。ここから地域生活にどのように結びつけていくかが課題である。本人の障害を理解して地域の中で本人を支える「地域力」をどう創るか、そのことに本人の地域生活はかかっている。

おわりに

罪を犯したり矯正施設に入った福祉につながっていた人が、その後それまでと同じように福祉のサービスを受けられる訳ではない。この2つの事例は矯正施設に入る前に福祉につながっていたが、矯正施設を出ても以前の生活の場にもどれなかった事例である。それぞれ地域生活にすぐにつながらない理由がある。事例1は母親との関係や家庭の事情であり、そこに本人の特性が大きく関係している。事例2も同じような理由である。事例1も事例2も本人が家族、社会と折り合えないのである。折り合えないことが2つの事例の本人が矯正施設に入った理由である。地域で暮らすために本人が家族や社会と折り合えるように支援をすること、それが福祉の役割のひとつではないだろうか。そのための方法を福祉は持たなければならない。そうでなければ排除される人たちが必ず出てくるのである。

かりいほの実践はその方法のひとつだと考えている。人のかかわり、環境の調整による「安心の創造」から個別支援による2次的障害の整理、そして地域生活へ。入所更生施設としてその実践に取り組んできたが障害者自立支援法では継続できない。新しい体制での継続を考えたい。必要なのは一人一人のニーズに応える支援であり、それができる制度の構築である。

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究
平成19年度 分担研究報告書

分担研究者 酒井 龍彦

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

（研究協力者）

渡部 三郎	財団法人 正光会 宇和島病院 院長
田島 光浩	道ノ尾病院 精神科医師
川原 ゆかり	長崎短期大学 准教授
池田 英雄	元法務事務官副看守長
阿部 百合子	第3セクター職業訓練法人 長崎能力開発センター 専務理事・所長
松友 了	社会福祉法人 南高愛隣会 理事 東京事業本部長
松村 真美	社会福祉法人 南高愛隣会 県南事業ブロック 常務理事
吉本 ひろみ	社会福祉法人 南高愛隣会 県央地域サービスセンター 班長

A. 研究目的

現行制度における虞犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題

B. 研究方法

- (1) 全国の障がい者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある障がい者の実態把握と考察
 - ・全国の障がい者施設へのアンケート調査の依頼と集計、分析
 - ・分析結果による課題点等のまとめと考察
- (2) モデル事業としての実践的取り組み（実際の受け入れ）
 - ・研究計画に基づく麓刑務所（鳥栖市）及び中津少年学院からの実践的受け入れと検証（フローチャートの見直し等）
 - ・矯正局、保護局と社会福祉法人南高愛隣会による合同支援会議の開催
 - ・施設内トレーニングから地域移行までのプログラムと支援体制のあり方と課題分析
 - ・実践していくことによる課題分析（人的配置、現行制度、行政を含めた地域関係機関の関与、連携のあり方等）
 - ・これまでの実践から考察した現行制度の見直しと法整備の必要性について
- (3) 社会福祉法人南高愛隣会における罪を犯した障害者の地域移行に向けた個別支援計画の確立と検証
 - ・罪を犯した、又は反社会的行動のある障がい者の現在の支援状況について

(倫理面への配慮)

- 1 個人情報、本研究の主任研究者と分担研究者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以下「関係者」という）に限って閲覧・分析可能とすること。
- 2 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。本研究の一環として、出所後の引受人調整のために利用する場合は、別途、麓刑務所と協議すること。
- 3 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
- 4 上記3の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
- 5 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
- 6 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮することとし、あらかじめ麓刑務所の承諾を得ること。
- 7 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
- 8 分担研究者は、本要領及び分担研究者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

C. 研究結果

(1) 全国の障がい者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある障がい者の実態把握と考察

- ・ 知的障がい者施設を運営する全国の社会福祉法人等(2,375団体)へアンケートを送付し、過去5年間における罪を犯した知的障がい者の受け入れ状況と支援内容及び課題点について調査を実施し、分析を行う。

○調査報告の詳細は、「全国の障がい者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある障がい者の実態調査」**別紙1**に記載

1. 調査対象施設

- (1) 調査期間 平成15年4月から平成19年9月の5年間。
- (2) 調査対象施設 全国の知的障害者施設を運営する全2,350法人。(NPOは含まない)
- (3) 調査内容 罪を犯した障害者の受け入れについて
- (4) 回答率 46.8% (2,350法人中1,100法人)

2. 調査方法

- (1) 対象者に係る属性、受け入れ依頼施設など個別の情報に関する調査(数量調査)
- (2) 対象者の処遇上に講じている対策、罪を犯した知的障害に関するご意見(記述回答)

3. 調査結果(数量調査)

法人全体と個別事業所でアンケートに回答した施設が混在するため、母数は両者を混在した1355施設になる。

数量データ

- (1) 受け入れ相談 210施設。
- (2) 相談件数 396件。平均1.8件。最高の相談数は8件。

- (3) 相談を寄せてきた人 「福祉関係者」184件(53.6%)、「家族／本人」61件(17.8%)
- (4) 対象者の受け入れ 134法人、147施設
239名、248事例(複数回施設利用のケースがあるため)
- (5) 受け入れ件数 平均1.7事例。最高の受け入れは13事例。
- (6) 性別 男性：210名(84.7%)、女性：32名(12.9%)
- (7) 受け入れ時の年齢 平均年齢32歳 男性：29.9歳、女性：28.2歳
- (8) 受け入れ依頼施設 ①「警察署」63件(23.4%)、②「刑務所」61件(23.7%)、③「少年院」32件(11.9%)
- (9) 罪名別 ①「窃盗」126事例(38.9%)、②「放火」22事例(6.2%)、③「傷害」20事例(6.2%)
- (10) 刑期別 最も多いのが「1年～2年未満」48件(17.8%)。
- (11) 執行猶予がついての受け入れ 52件(25.3%)
- (12) 仮釈放での受け入れ 18件(6.7%)
- (13) 満期釈放での受け入れ 62件(23.0%)
- (14) 保護観察での受け入れ 69件(25.7%)
- (15) 受け入れ時の療育手帳 217事例(87.5%)が療育手帳を所持
- (16) 療育手帳の等級
A：13事例(5.2%)、B：172事例(69.4%)、C：6事例(2.4%)、
1度：0事例(0.0%)、2度：1事例(0.4%)、3度：2事例(0.8%)、
4度：18事例(7.3%)
- (17) 受け入れ時の障害程度区分
新法：区分1：11事例(4.4%)、区分2：20事例(8.1%)、区分3：29事例(11.7%)、
区分4：18事例(7.3%)、区分5：6事例(2.4%)、区分6：2事例(0.8%)
旧法：A：20事例(8.1%)、B：27事例(10.9%)、C：20事例(8.1%)
- (18) 障害基礎年金 159事例(63.4%)が障害基礎年金を取得
- (19) 障害基礎年金の等級
1級：17事例(6.9%)、2級：140事例(56.5%)
- (20) 加算 加算がついているのは3施設(1.2%)
- (21) 支援プログラムの有無 48施設

ご意見

- (1) 受け入れで障壁となった事項
①「個人情報不足」69件(23.4%)、②「経済保障(障害基礎年金、生活保護の手立て)」52件(17.6%)、③「契約の問題(契約になじまない)」10.2%
- (2) 施設に受け入れてみて困難な事項
①「手がかかる」64件(15.3%)、②「施設利用中の再犯」49件(11.8%)、
③「再犯防止プログラムの未整備」44件(10.6%)、「他利用者等への人権侵害」42件(10.1%)
- (3) 受け入れられなかった理由
①「定員がいっぱいであった」45件(19.3%)、②「他利用者等への人権侵害の恐れがある」34件(14.6%)、③「本人が利用を望まなかった」30件(12.9%)
- (4) 受け入れられなかった人のその後